

非訟事件手続法の見直しに関する中間試案（案）

第1	総則	9
1	裁判所及び当事者の責務（新設，民事訴訟法第2条参照）	9
2	最高裁判所規則（新設）	9
3	管轄	9
(1)	土地管轄（非訟事件手続法第2条関係）	9
ア	住所により管轄裁判所が定まる場合	9
イ	土地管轄が定まらない場合	9
(2)	優先管轄（非訟事件手続法第3条関係）	10
(3)	管轄裁判所の指定（非訟事件手続法第4条関係）	10
(4)	管轄の標準時（新設，民事訴訟法第15条参照）	10
(5)	移送等	10
ア	管轄権を有しない裁判所による移送（新設，民事訴訟法第16条参照）	10
イ	管轄権を有する裁判所による移送（非訟事件手続法第3条ただし書関係）	10
ウ	簡易裁判所が管轄裁判所である場合の特則（新設，民事訴訟法第16条第2項及び第18条参照）	10
エ	即時抗告（新設，民事訴訟法第21条参照）	11
オ	移送の裁判の拘束力等（新設，民事訴訟法第22条参照）	11
4	裁判所職員の除斥及び忌避（非訟事件手続法第5条関係）	11
(1)	裁判官の除斥（民事訴訟法第23条参照）	11
(2)	裁判官の忌避（民事訴訟法第24条参照）	12
(3)	除斥又は忌避の裁判（民事訴訟法25条第1項から第3項まで参照）	12
(4)	簡易却下手続	12
(5)	即時抗告等（民事訴訟法第25条第4項及び第5項参照）	13
(6)	手続の停止（民事訴訟法第26条参照）	13
(7)	裁判所書記官への準用（民事訴訟法第27条参照）	13
5	当事者能力及び手続行為能力等（新設）	13
(1)	当事者能力（民事訴訟法第28条及び第29条参照）	13
(2)	選定当事者（民事訴訟法第30条参照）	13
(3)	手続行為能力及び法定代理	14
ア	原則（民事訴訟法第28条参照）	14
イ	未成年者及び成年被後見人の手続行為能力（民事訴訟法第31条参照）	14

ウ	被保佐人，被補助人及び法定代理人の手續行為の特則（民事訴訟法第32条参照）	14
エ	外国人の手續行為能力の特則（民事訴訟法第33条参照）	15
(4)	手續行為能力等を欠く場合の措置等（民事訴訟法第34条参照）	15
(5)	特別代理人（民事訴訟法第35条参照）	15
(6)	法定代理権の消滅の通知（民事訴訟法第36条及び民事訴訟規則第17条参照）	16
(7)	法人の代表者等への準用（民事訴訟法第37条参照）	16
6	参加（新設）	16
(1)	当事者参加	16
(2)	利害関係参加	16
ア	参加の要件及び方式等	16
イ	利害関係参加人の地位	17
7	脱退（新設）	17
8	任意代理人	17
(1)	任意代理人の資格（非訟事件手続法第6条関係）	17
(2)	任意代理権の範囲（新設，民事訴訟法第55条参照）	18
(3)	個別代理（新設，民事訴訟法第56条参照）	18
(4)	当事者による更正（新設，民事訴訟法第57条参照）	18
(5)	任意代理権を欠く場合の措置等（新設，民事訴訟法第59条並びに第34条第1項及び第2項参照）	18
(6)	任意代理権の不消滅（新設，民事訴訟法第58条参照）	18
(7)	任意代理権の消滅の通知（新設，民事訴訟法第59条及び第36条参照）	19
(8)	補佐人（新設，民事訴訟法第60条参照）	19
9	手續費用	19
(1)	手續費用の負担（非訟事件手続法第26条関係）	19
(2)	手續費用の負担の裁判（非訟事件手続法第28条関係）	20
(3)	和解又は調停の場合の負担（新設，民事訴訟法第68条参照）	20
(4)	費用額の確定手続（新設，民事訴訟法第71条参照）	21
(5)	費用の強制執行（非訟事件手続法第31条関係）	21
(6)	和解及び調停の場合の費用額の確定手続（新設，民事訴訟法第72条参照）	21
(7)	非訟事件が裁判，和解又は調停によらないで完結した場合等の取扱い（新設，民事訴訟法第73条参照）	21

(8) 費用額の確定処分の更正（新設，民事訴訟法第74条参照）	22
(9) 費用の立替え（非訟事件手続法第32条関係）	22
(10) 手続上の救助（新設，民事訴訟法第82条参照）	22
ア 救助の付与	22
イ 救助についてのその他の規律	23
10 審理手続	23
(1) 手続の非公開（非訟事件手続法第13条関係）	23
(2) 調書の作成等（非訟事件手続法第14条関係）	23
(3) 記録の閲覧等（新設）	23
ア 記録の閲覧等の要件等	23
イ 即時抗告	24
(4) 期日及び期間（非訟事件手続法第10条関係）	25
ア 期日の指定（民事訴訟法第93条参照）	25
イ 期日の呼出し（民事訴訟法第94条参照）	25
ウ 期間の計算（民事訴訟法第95条参照）	25
エ 期間の伸縮及び付加期間（民事訴訟法第96条参照）	25
オ 手続行為の追完（民事訴訟法第97条参照）	26
(5) 送達（新設，民事訴訟法第98条から第113条まで参照）	26
(6) 手続の分離・併合（新設，民事訴訟法第152条参照）	26
(7) 手続の〔受継〕（新設，家事審判規則第15条参照）	26
ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合	26
イ 法令により手続を続行する資格のある者はいないが，別に申立権者がある場合	27
(8) 手続の中止（新設，民事訴訟法第130条から第132条まで参照）	27
(9) 検察官の関与（非訟事件手続法第15条関係）	27
(10) その他	28
11 検察官に対する通知（非訟事件手続法第16条関係）	28
12 電子処理組織による申立て等（非訟事件手続法第33条ノ2関係）	28
第2 第一審の手続	29
1 非訟事件の申立て	29
(1) 申立ての方式（非訟事件手続法第8条及び第9条関係）	29
(2) 併合申立て（新設，民事訴訟法第38条及び第136条参照）	29
(3) 裁判長の申立書審査権（新設，民事訴訟法第137条参照）	29
(4) 申立ての変更（新設，民事訴訟法第143条参照）	29
2 裁判長の手続指揮権（新設，民事訴訟法第148条及び第150条参照）	30

3	受命裁判官（新設）	30
4	電話会議システム等（新設）	30
5	裁判資料	31
(1)	総則	31
ア	職権探知主義（非訟事件手続法第11条関係）	31
イ	当事者の役割（新設）	31
ウ	疎明（非訟事件手続法第10条関係）	31
(2)	事実の調査（非訟事件手続法第12条関係）	31
(3)	専門的な知見を要する事件における審理の充実・迅速化（新設）	31
(4)	証拠調べ（非訟事件手続法第10条関係）	32
ア	民事訴訟法の準用	32
イ	当事者本人の出頭命令等	32
ウ	文書提出命令等に従わない場合	32
エ	即時抗告の執行停止効	32
6	裁判	32
(1)	本案裁判	32
ア	終局裁判（新設，民事訴訟法第243条参照）	33
イ	中間裁判（新設，民事訴訟法第245条参照）	33
ウ	自由心証主義（新設，民事訴訟法第247条参照）	33
エ	本案裁判の告知（新設）	33
オ	本案裁判の効力発生時期（非訟事件手続法第18条関係）	33
カ	本案裁判の方式（新設）	33
キ	本案裁判の裁判書（新設，民事訴訟法第253条）	33
ク	終局裁判の脱漏（新設，民事訴訟法第258条参照）	34
ケ	法令違反を理由とする変更の裁判（新設，民事訴訟法第256条参照）	34
コ	更正裁判（新設，民事訴訟法第257条参照）	34
(2)	本案裁判以外の裁判（新設）	35
ア	本案裁判の規律の準用	35
イ	判事補の権限（民事訴訟法第123条参照）	35
7	裁判の取消し又は変更（非訟事件手続法第19条関係）	35
(1)	本案裁判の取消し又は変更	35
(2)	本案裁判以外の裁判の取消し又は変更	35
ア	非訟事件の手続の指揮に関する裁判（民事訴訟法第120条参照）	35
イ	本案裁判の取消し又は変更の準用	35

8	裁判によらない事件の終了	35
(1)	非訟事件の申立ての取下げ（新設）	35
ア	取下げの要件	35
イ	取下げの方式（民事訴訟法第261条第3項参照）	36
ウ	取下げの効果（民事訴訟法第262条第1項参照）	36
(2)	和解・調停（新設）	36
第3	不服申立て等（非訟事件手続法第20条から第23条まで及び第25条関係）	36
1	本案裁判に対する不服申立て	36
(1)	不服申立ての対象	36
(2)	抗告審の手続	36
ア	抗告裁判所の判断を受ける裁判（民事訴訟法第283条参照）	36
イ	抗告権の放棄（民事訴訟法第284条参照）	37
ウ	抗告提起の方式（民事訴訟法第286条参照）	37
エ	原裁判所による抗告の却下（民事訴訟法第287条参照）	37
オ	原裁判の執行停止（民事訴訟法第334条第2項参照）	37
カ	裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第288条参照）	37
キ	抗告があったことの通知（民事訴訟法第289条参照）	37
ク	陳述聴取	38
ケ	抗告の取下げ（民事訴訟法第292条参照）	38
コ	第一審の手続の規定の準用（民事訴訟法第297条参照）	38
サ	原審の手続行為の効力等（民事訴訟法第298条参照）	38
シ	抗告棄却（民事訴訟法第302条参照）	38
ス	抗告権の濫用に対する制裁（民事訴訟法第303条参照）	38
セ	原裁判が不当な場合の取消し（民事訴訟法第305条参照）	39
ソ	原審の裁判の手続が違法な場合の取消し（民事訴訟法第306条参照）	39
タ	事件の差戻し（民事訴訟法第307条及び第308条参照）	39
チ	原審の管轄違いを理由とする移送（民事訴訟法第309条参照）	39
(3)	即時抗告	39
ア	即時抗告	39
イ	原裁判所による更正（民事訴訟法第333条参照）	40
(4)	再抗告	40
ア	再抗告の対象（民事訴訟法第330条、第331条及び第312条第2項参照）	40

イ	裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第331条，第314条第2項及び第288条参照）	40
ウ	再抗告の理由の記載（民事訴訟法第331条及び第315条参照）	40
エ	原裁判所による再抗告の却下（民事訴訟法第331条及び第316条参照）	40
オ	調査の範囲（民事訴訟法第331条及び第320条参照）	41
カ	原裁判の確定した事実の拘束（民事訴訟法第331条及び第321条参照）	41
キ	職権調査事項についての適用除外（民事訴訟法第331条及び第322条参照）	41
ク	最高裁判所への移送（民事訴訟法第331条及び第324条参照）	41
ケ	破棄差戻し等（民事訴訟法第331条及び第325条参照）	41
コ	破棄自判（民事訴訟法第331条及び第326条参照）	41
(5)	特別抗告	41
ア	特別抗告の対象等（民事訴訟法第336条第1項参照）	41
イ	特別抗告期間（民事訴訟法第336条第2項参照）	42
ウ	裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第336条第3項及び第314条第2項参照）	42
エ	特別抗告の理由の記載（民事訴訟法第336条第3項及び第315条参照）	42
オ	原裁判所による特別抗告の却下（民事訴訟法第336条第3項及び第316条参照）	42
カ	調査の範囲（民事訴訟法第336条第3項及び第320条参照）	42
キ	原裁判の確定した事実の拘束（民事訴訟法第336条第3項及び第321条参照）	42
ク	職権調査事項についての適用除外（民事訴訟法第336条第3項及び第322条参照）	42
ケ	破棄差戻し等（民事訴訟法第336条第3項及び第325条参照）	42
コ	破棄自判（民事訴訟法第336条第3項及び第326条参照）	43
(6)	許可抗告	43
ア	許可抗告の対象等（民事訴訟法第337条参照）	43
イ	抗告の許可（民事訴訟法第337条第6項及び第318条第3項参照）	44
ウ	抗告許可があった場合の手続（民事訴訟法第337条第4項から第6項まで参照）	44

2	本案裁判以外の裁判に対する不服申立て（新設）	44
(1)	不服申立ての対象	44
ア	原則	44
イ	裁判所書記官の処分に対する不服申立て（民事訴訟法第121条参照）	44
ウ	受命裁判官等の裁判に対する不服申立て（民事訴訟法第329条参照）	44
(2)	即時抗告期間（民事訴訟法第332条参照）	45
(3)	抗告審の手續，即時抗告，再抗告，特別抗告及び許可抗告の規律の準用	45
第4	再審（新設）	45
1	再審の事由（民事訴訟法第338条及び第339条参照）	45
2	管轄裁判所（民事訴訟法第340条参照）	46
3	再審の手續（民事訴訟法第341条参照）	46
4	再審期間（民事訴訟法第342条参照）	46
5	再審の申立書の記載事項（民事訴訟法第343条参照）	47
6	不服の理由の変更（民事訴訟法第344条参照）	47
7	再審の申立ての却下等（民事訴訟法第345条参照）	47
8	再審開始の裁判（民事訴訟法第346条参照）	47
9	即時抗告（民事訴訟法第347条参照）	47
10	審理及び裁判（民事訴訟法第348条参照）	47
11	執行停止の裁判（民事訴訟法第403条第1項第1号及び第2項参照）	47
第5	外国人に関する非訟事件の手續（非訟事件手續法第33条ノ3関係）	48
第6	相手方がある非訟事件に関する特則	48
1	相手方がある非訟事件に関する特則の要否	48
2	相手方がある非訟事件に関する特則の具体的内容	48
(1)	管轄	48
(2)	法定代理及び任意代理	49
(3)	脱退	49
(4)	第一審の審理手續	49
ア	事件係属の通知	49
イ	陳述聴取	49
ウ	審問の立会権	49
エ	審理の終結	49

オ 裁判日	49
(5) 事実の調査	50
(6) 取下げ	50
(7) 抗告	50
ア 抗告の通知	50
イ 陳述聴取	50
ウ 再度の考案	50
(8) 当事者照会制度	50
第7 民事非訟事件	50
1 裁判上の代位に関する事件(非訟事件手続法第72条から第79条まで関係)	50
2 保存, 供託, 保管及び鑑定に関する事件(非訟事件手続法第80条から第89条まで関係)	51
3 外国法人及び夫婦財産契約の登記(非訟事件手続法第117条から第122条まで関係)	53

(前注1) 第1から第6までの規律は、特別の定めのない限り、非訟事件の手続について適用されることを前提としている。また、「非訟事件」との名称及び「非訟事件手続法」との題名については、なお検討するものとする。

(前注2) 非訟事件手続法第3編及び第4編については、現行の規律を維持することを前提に法制審議会非訟事件手続法・家事審判法部会の調査審議の対象とはしていないため、掲げていない。

第1 総則

1 裁判所及び当事者の責務（新設、民事訴訟法第2条参照）

裁判所は、非訟事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に非訟事件の手続を進行しなければならないものとする。この旨の規定を置く方向で、なお検討するものとする。

2 最高裁判所規則（新設）

この中間試案に基づく法律に定めるもののほか、非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

3 管轄

(1) 土地管轄（非訟事件手続法第2条関係）

ア 住所により管轄裁判所が定まる場合

① 管轄裁判所が人の住所により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により、管轄裁判所は定まるものとする。

② 管轄裁判所が法人その他の社団又は財団の住所により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所により、管轄裁判所は定まるものとする。

③ 管轄裁判所が外国の社団又は財団の住所により定まる場合においては、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により、管轄裁判所は定まるものとする。

イ 土地管轄が定まらない場合

非訟事件について、この中間試案に基づく法律の他の規定又は他の

法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その非訟事件は、裁判を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

(2) 優先管轄（非訟事件手続法第3条関係）

二以上の裁判所が管轄権を有するときは、最初に事件が係属した裁判所がその事件を管轄するものとする。

(3) 管轄裁判所の指定（非訟事件手続法第4条関係）

① 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

② 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

③ ①及び②の管轄裁判所を定める裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

④ ①及び②の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(4) 管轄の標準時（新設、民事訴訟法第15条参照）

裁判所の管轄は、非訟事件の申立てがあった時又は裁判所が職権で手続を開始した時を標準として定めるものとする。

(5) 移送等

ア 管轄権を有しない裁判所による移送（新設、民事訴訟法第16条参照）

裁判所は、非訟事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする。

イ 管轄権を有する裁判所による移送（非訟事件手続法第3条ただし書関係）

第一審裁判所は、非訟事件がその管轄に属する場合においても、手続の著しい遅滞を避けるため必要があるときその他相当と認めるときは、(2)にかかわらず、申立てにより又は職権で、非訟事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。

ウ 簡易裁判所が管轄裁判所である場合の特則（新設、民事訴訟法第16条第2項及び第18条参照）

① 地方裁判所は、非訟事件がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職

権で、非訟事件の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができるものとする。

- ② 簡易裁判所は、非訟事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、非訟事件の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができるものとする。

エ 即時抗告（新設、民事訴訟法第21条参照）

移送の裁判及び移送の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

オ 移送の裁判の拘束力等（新設、民事訴訟法第22条参照）

- ① 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束するものとする。
- ② 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができないものとする。
- ③ 移送の裁判が確定したときは、非訟事件は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなすものとする。

4 裁判所職員の除斥及び忌避（非訟事件手続法第5条関係）

(1) 裁判官の除斥（民事訴訟法第23条参照）

- ① 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥されるものとする。ただし、fに掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げないものとする。
 - a 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者若しくは裁判を受けるべき者（以下本項目（4 裁判所職員の除斥及び忌避）では「当事者等」という。）であるとき、又は事件について当事者等と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
 - b 裁判官が当事者等の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
 - c 裁判官が当事者等の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
 - d 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となったとき又は審問を受けたとき
 - e 裁判官が事件について当事者等の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。

f 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

② ①の除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をするものとする。

(2) 裁判官の忌避（民事訴訟法第24条参照）

① 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができるものとする。

② 当事者は、裁判官の面前において陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができないものとする。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでないものとする。

(3) 除斥又は忌避の裁判（民事訴訟法25条第1項から第3項まで参照）

① 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をするものとする。

② 地方裁判所における①の裁判は、合議体とするものとする。

③ 除斥され、又は忌避された裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができないものとする。

(4) 簡易却下手続

非訟事件の手続を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立ては、これを却下しなければならないものとする。忌避の申立てが(2)②に違反し、又は忌避の申立ての方式に反する場合も同様とするものとする。

(注1) 本文の忌避申立ての却下（簡易却下）の裁判は、一人で事件を取り扱っている裁判官又は受命裁判官が忌避されたときにはその裁判官が、合議体で事件を取り扱っている場合においてその合議体の構成員が忌避されたときにはその合議体である裁判所が、それぞれするものとする。

(注2) 忌避の申立ての方式としては、次のとおりとすることを前提としている。

① 裁判官に対する忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならないものとする。

② ①の申立ては、期日においてする場合を除き、書面でしなければならないものとする。

③ 忌避の原因は、申立てをした日から3日以内に疎明しなければならないものとする。本文(2)②ただし書に規定する事実についても、同様とするものとする。

とする。

- (5) 即時抗告等（民事訴訟法第25条第4項及び第5項参照）
- ① 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
 - ② 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- (6) 手続の停止（民事訴訟法第26条参照）
- ① 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで手続を停止しなければならないものとする。ただし、急速を要する行為については、この限りでないものとする。
 - ② (4)により忌避の申立てを却下した場合には、(6)①の規律を適用しないものとする。
- (7) 裁判所書記官への準用（民事訴訟法第27条参照）
- (1)から(6)までの規律は、裁判所書記官について準用するものとする。この場合においては、裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がするものとする。

(注) 受命裁判官が手続等を行っている場合において、同裁判官に附属する裁判所書記官が忌避されたときは、(4)による忌避申立ての却下（簡易却下）の裁判は、当該受命裁判官がするものとする。

5 当事者能力及び手続行為能力等（新設）

- (1) 当事者能力（民事訴訟法第28条及び第29条参照）
- ① 当事者能力は、特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従うものとする。
 - ② 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、当事者能力を有するものとする。
- (2) 選定当事者（民事訴訟法第30条参照）

【甲案】

- ① 共同の利益を有する多数の者で(1)②に該当しないものは、その中から、全員のために申立人又は相手方となるべき一人又は数人を選定することができるものとする。
- ② 非訟事件の係属の後、①により申立人又は相手方となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に非訟事件から脱退するものとする。
- ③ 係属中の非訟事件の申立人又は相手方と共同の利益を有する者で当

事者でないものは、その申立人又は相手方を自己のためにも申立人又は相手方となるべき者として選定することができるものとする。

- ④ ①又は③により申立人又は相手方となるべき者を選定した者（以下「選定者」という。）は、その選定を取り消し、又は選定された当事者（以下「選定当事者」という。）を変更することができるものとする。
- ⑤ 選定当事者のうち死亡その他の事由によりその資格を喪失した者があるときは、他の選定当事者において全員のために手続行為をすることができるものとする。

【乙案】

選定当事者制度は、設けないものとする。

(3) 手続行為能力及び法定代理

ア 原則（民事訴訟法第28条参照）

手続行為能力（非訟事件の手続についての行為をする能力又は受ける能力をいう。以下同じ。）及び手続行為能力を欠く者の法定代理は、特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従うものとする。手続行為（非訟事件の手続についての行為をいう。以下同じ。）をするのに必要な授權についても、同様とするものとする。

イ 未成年者及び成年被後見人の手続行為能力（民事訴訟法第31条参照）

未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続行為をすることができないものとする。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでないものとする。

ウ 被保佐人、被補助人及び法定代理人の手続行為の特則（民事訴訟法第32条参照）

- ① 被保佐人、被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。②において同じ。）又は後見人その他の法定代理人が、他の当事者がした非訟事件の申立て又は抗告について手続行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を要しないものとする。職権により手続が開始された場合も、同様とするものとする。
- ② 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人は、次に掲げる手続行為をするには、特別の授權がなければならぬものとする。
 - a 非訟事件の申立ての取下げ、和解、調停を成立させる合意又は脱退

b 終局裁判に対する抗告，第3の1(6)②の申立て（抗告許可の申立て）又は本案裁判に対する異議の申立ての取下げ

（注）被保佐人は，保佐人の同意を得なければ手続行為をすることができないことが原則であることを前提としている（被補助人についても，裁判所の審判により補助人の同意を得なければならないものとされた場合は，同様である。）。

エ 外国人の手続行為能力の特則（民事訴訟法第33条参照）

外国人は，その本国法によれば手続行為能力を有しない場合であっても，日本法によれば手続行為能力を有すべきときは，手続行為能力者とみなすものとする。

(4) 手続行為能力等を欠く場合の措置等（民事訴訟法第34条参照）

① 手続行為能力，法定代理権又は手続行為をするのに必要な授權を欠くときは，裁判所は，期間を定めて，その補正を命じなければならないものとする。この場合において，遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは，裁判所は，一時手続行為をさせることができるものとする。

② 手続行為能力，法定代理権又は手続行為をするのに必要な授權を欠く者がした手続行為は，これらを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により，行為の時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。

（注）(2)において甲案を採用した場合には，選定当事者について，(4)①及び②の規律を準用するものとする。

(5) 特別代理人（民事訴訟法第35条参照）

① 裁判長は，未成年者若しくは成年被後見人について法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において，遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときには，利害関係人の申立てにより又は職権で，未成年者又は成年被後見人について特別代理人の選任をすることができるものとする。

② ①による特別代理人の選任の裁判は，疎明に基づいてするものとする。

③ 裁判所は，いつでも特別代理人を改任することができるものとする。

④ 特別代理人が手続行為をするには，後見人と同一の授權がなければならないものとする。

⑤ ①の申立てを却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

(6) 法定代理権の消滅の通知（民事訴訟法第36条及び民事訴訟規則第17条参照）

【甲案】

法定代理権の消滅は，本人又は代理人から裁判所に通知しなければ，その効力を生じないものとする。

(注) (2)において甲案を採用した場合には，選定当事者の選定の取消し及び変更について，この規律を準用するものとする。

【乙案】

法定代理権は，裁判所に通知したか否かにかかわらず，民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には，直ちに消滅するものとする。

(7) 法人の代表者等への準用（民事訴訟法第37条参照）

この中間試案に基づく法律中法定代理及び法定代理人に関する規律は，法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人について準用するものとする。

6 参加（新設）

(1) 当事者参加

① 当事者となる資格を有する者は，当事者として非訟事件の手續に参加することができるものとする。

② 裁判所は，当事者の申立てにより又は職権で，他の当事者となる資格を有する者であって裁判を受けるべき者を，当事者として非訟事件の手續に参加させることができるものとする。

③ ①による参加の申出及び②による参加の申立ては，参加の趣旨及び原因を記載した書面でしなければならないものとする。

④ 裁判所は，①による参加の申出又は②による参加の申立てに理由がないと認めるときは，これを却下しなければならないものとする。①による参加の申出を却下する裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

(注) 当事者参加人（①又は②により参加した者をいう。以下同じ。）は，参加により当事者となり，以後は，当事者として扱われることとなる。ただし，当事者参加人は，従前の申立人がした申立ての取下げ及びその交換的変更並びに他の者が提起した即時抗告の取下げを行うことができないことを前提としている。

(2) 利害関係参加

ア 参加の要件及び方式等

① 裁判を受けるべき者は，利害関係人として非訟事件の手續に参加

することができるものとする。

- ② 裁判を受けるべき者以外の者で非訟事件の裁判の結果について重大な利害を有するものは、裁判所の許可を受けて、利害関係人としてその非訟事件の手續に参加することができるものとする。
- ③ ①による参加の申出及び②による許可の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、①による参加の申出又は②による許可の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 利害関係参加人の地位

ア①又は②により参加した者（以下「利害関係参加人」という。）は、非訟事件について、当事者としてすることができる手續行為をすることができるものとする。

（注）利害関係参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその変更、他の者が提起した即時抗告の取下げ並びに申立人として行うことができる申立却下の裁判に対する即時抗告を行うことができないことを前提としている。

（後注）当事者となる資格を有する者は、(1)により当事者として非訟事件の手續に参加することができるが、他方で、手續に参加することは希望するが申立人等の当事者になることを希望しないときには、(2)により利害関係参加人として非訟事件の手續に参加することができる（裁判を受けるべき者であるときには(2)ア①により、裁判を受けるべき者でないときには(2)ア②による。）ことを前提としている。

7 脱退（新設）

当事者となる資格を有する者が当事者として非訟事件の手續に参加した場合には、参加前の当事者は、裁判所の許可を得て、その手續から脱退することができるものとする。

8 任意代理人

(1) 任意代理人の資格（非訟事件手續法第6条関係）

- ① 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ任意代理人となることができないものとする。ただし、第一審裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を任意代理人とすることができるものとする。
- ② ①のただし書の許可は、いつでも取り消すことができるものとする。

- (2) 任意代理権の範囲（新設，民事訴訟法第55条参照）
- ① 任意代理人は，委任を受けた事件について，参加，強制執行及び保全処分に関する行為をし，かつ，弁済を受領することができるものとする。
 - ② 任意代理人は，次に掲げる事項については，特別の委任を受けなければならないものとする。
 - a 非訟事件の申立ての取下げ，和解，調停を成立させる合意又は脱退
 - b 終局裁判に対する抗告，第3の1(6)②の申立て（抗告許可の申立て）若しくは本案の裁判に対する異議の申立て又はこれらの取下げ
 - c 代理人の選任
 - ③ 任意代理権は，制限することができないものとする。ただし，弁護士でない任意代理人については，この限りでないものとする。
 - ④ ①から③までの規律は，法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げないものとする。
- (3) 個別代理（新設，民事訴訟法第56条参照）
- ① 任意代理人が数人あるときは，各自当事者を代理するものとする。
 - ② 当事者が①の規律と異なる定めをしても，その効力を生じないものとする。
- (4) 当事者による更正（新設，民事訴訟法第57条参照）
- 任意代理人の事実に関する陳述は，当事者が直ちに取り消し，又は更正したときは，その効力を生じないものとする。
- (5) 任意代理権を欠く場合の措置等（新設，民事訴訟法第59条並びに第34条第1項及び第2項参照）
- ① 任意代理権を欠くときは，裁判所は，期間を定めて，その補正を命じなければならないものとする。この場合において，遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは，裁判所は，一時手続行為をさせることができるものとする。
 - ② 任意代理権を欠く者がした手続行為は，当事者，法定代理人又は任意代理権を有するに至った任意代理人の追認により，行為の時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。
- (6) 任意代理権の不消滅（新設，民事訴訟法第58条参照）
- ① 任意代理権は，次に掲げる事由によっては，消滅しないものとする。
 - a 当事者の死亡又は手続行為能力の喪失

- b 当事者である法人の合併による消滅
- c 当事者である受託者の信託に関する任務の終了
- d 法定代理人の死亡、手続行為能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更

② 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために手続の当事者となるものの任意代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によっては、消滅しないものとする。

(注1) 5(2)において甲案を採用した場合には、選定当事者の任意代理人の代理権は、選定当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によっても、消滅しないものとする。

(注2) ①aからcまで及び②の規律は、10(7)アにより手続を続行する者がある場合を前提にしている。

(7) 任意代理権の消滅の通知（新設、民事訴訟法第59条及び第36条参照）

【甲案】

任意代理権の消滅は、本人又は任意代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

【乙案】

任意代理権は、裁判所に通知したか否かにかかわらず、民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には、直ちに消滅するものとする。

(8) 補佐人（新設、民事訴訟法第60条参照）

- ① 当事者又は任意代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに非訟事件の手続の期日に出頭することができるものとする。
- ② ①の許可は、いつでも取り消すことができるものとする。
- ③ 補佐人の陳述は、当事者又は任意代理人が直ちに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は任意代理人が自らしたものとする。

9 手続費用

(1) 手続費用の負担（非訟事件手続法第26条関係）

- ① 非訟事件の手続の費用（以下「手続費用」という。）は、この中間試案に基づく法律又は他の法令に特別の定めがない限り、各自が負担するものとする。
- ② 裁判所は、事情により、この中間試案に基づく法律又は他の法令の特別の定めによれば当事者、利害関係参加人又は裁判を受けるべき者が負担すべき手続費用の全部又は一部をその負担をすべき者以外の当

事者，利害関係参加人又は裁判を受けるべき者に負担させることができるものとする。

- ③ この中間試案に基づく法律又は他の法令の規定によれば法務大臣又は検察官が負担すべき費用は，国庫の負担とするものとする。

(注) 民事訴訟法第69条と同様の規律を置くことについては，なお検討するものとする。

(2) 手続費用の負担の裁判（非訟事件手続法第28条関係）

【甲案】

- ① 裁判所は，事件を完結する裁判において，職権で，その審級における手続費用の全部について，その負担の裁判をしなければならないものとする。ただし，事情により，事件の一部又は中間の争いに関する裁判において，その費用についての負担の裁判をすることができるものとする。
- ② 上級の裁判所が，本案の裁判を変更する場合には，総手続費用について，その負担の裁判をしなければならないものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も，同様とするものとする。

【乙案】

- ① 裁判所は，(1)②により手続費用の全部又は一部を当事者，利害関係参加人又は裁判を受けるべき者に負担させるべき場合には，事件を完結する裁判において，職権で，その審級における手続費用の全部について，その旨の裁判をしなければならないものとする。ただし，事情により，事件の一部又は中間の争いに関する裁判において，その費用の全部又は一部を負担させる旨の裁判をすることができるものとする。
- ② 上級の裁判所は，職権で，総手続費用の全部又は一部について，負担の裁判をすることができるものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も，同様とするものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれの場合においても，①により手続費用の負担を命ぜられた者であって，本案の裁判に対して即時抗告をすることができない者は，第3の1(1)③にかかわらず，手続費用の負担の裁判に対して即時抗告をすることができるものとする。ことについては，なお検討するものとする。

(3) 和解又は調停の場合の負担（新設，民事訴訟法第68条参照）

当事者が裁判所において和解又は調停をした場合において，和解若し

くは調停の費用又は手続費用の負担について特別の定めをしなかったときは、その費用は、各自が負担するものとする。

(4) 費用額の確定手続（新設、民事訴訟法第71条参照）

- ① 手続費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定めるものとする。
- ② ①の場合において、当事者双方が手続費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなすものとする。
- ③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずるものとする。
- ④ ③の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならないものとする。
- ⑤ ④の異議の申立ては、執行停止の効力を有するものとする。
- ⑥ 裁判所は、①による額を定める処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、手続費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならないものとする。
- ⑦ ④の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑧ ⑦の即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

(5) 費用の強制執行（非訟事件手続法第31条関係）

費用の強制執行については、所要の手当てをするものとする。（非訟事件手続法第31条参照）

(6) 和解及び調停の場合の費用額の確定手続（新設、民事訴訟法第72条参照）

当事者が裁判所において和解又は調停をした場合において、和解若しくは調停の費用又は手続費用の負担を定め、その額を定めなかったときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定めるものとする。この場合においては、(4)②から⑧までの規律を準用するものとする。

(7) 非訟事件が裁判、和解又は調停によらないで完結した場合等の取扱い（新設、民事訴訟法第73条参照）

【甲案】

- ① 非訟事件が裁判、和解又は調停によらないで完結したときは、申立てにより、第一審裁判所は手続費用の負担を命じ、その裁判所の裁判所書記官はその費用の負担の裁判が執行力を生じた後にその負担の額

を定めなければならないものとする。参加の申出の取下げ又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も、同様とするものとする。

- ② ①の申立てについての裁判に対しては、(1)①及び②の規律を準用するものとする。
- ③ ①の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ (4)②及び③の規律は(7)①の申立てに関する裁判所書記官の処分について、(4)④から⑧までの規律はその処分に対する異議の申立てについて準用するものとする。

【乙案】

- ① 非訟事件が裁判及び和解によらないで完結した場合において、(1)②により手続費用の全部又は一部を当事者、利害関係参加人又は裁判を受けるべき者に負担させるべきときは、申立てにより、第一審裁判所はその旨の裁判をし、その裁判所の裁判所書記官はその裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出の取下げ又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も、同様とするものとする。
 - ② 甲案の③及び④と同じ。
- (8) 費用額の確定処分の更正（新設、民事訴訟法第74条参照）
- ① (4)①、(6)又は(7)①による額を定める処分に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその処分を更正することができるものとする。
 - ② (4)③から⑤まで並びに⑦及び⑧の規律は、(8)①による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用するものとする。
 - ③ (4)①、(6)又は(7)①による額を定める処分に対し適法な異議の申立てがあったときは、(8)②の異議の申立ては、することができないものとする。
- (9) 費用の立替え（非訟事件手続法第32条関係）
- 事実の調査、証拠調べ、呼出し、告知その他必要な処分の費用は、国庫において立て替えることができるものとする。
- (10) 手続上の救助（新設、民事訴訟法第82条参照）
- ア 救助の付与
- ① 非訟事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がな
い者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、

裁判所は、申立てにより、非訟事件の手續上の救助の裁判をすることができるものとする。

(注) 救助を求める手續行為に理由がないことが明らかであるなど、その手續行為が誠実にされるものとは認められないときは、救助の付与をしないこととし、その旨の規律を置くことを前提としている。

② 手續上の救助の裁判は、審級ごとにするものとする。

イ 救助についてのその他の規律

非訟事件の手續上の救助については、民事訴訟法第83条から第86条までと同様の規律を置くものとする。

10 審理手續

(1) 手續の非公開（非訟事件手續法第13条関係）

非訟事件の手續は、公開しないものとする。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができるものとする。

(2) 調書の作成等（非訟事件手續法第14条関係）

① 裁判所書記官は、非訟事件の手續の期日については、調書を作成しなければならないものとする。

【甲案】ただし、証拠調べの期日を除いては、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

【乙案】ただし、証拠調べの期日を除いては、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができるものとする。

【丙案】例外の規律は置かないものとする。

② 裁判所書記官は、事実の調査については、その要旨を記録上明らかにしておかなければならないものとする。

(注1) ①の「調書」とは、民事訴訟規則第66条第1項及び第67条第1項が定める記載事項に準じた法定の記載事項の記載があるものを、「経過の要領」とは、期日の外形的な経過を記録したもので、具体的には、期日の日時、出頭した当事者等を記載した期日経過表のような簡易な形式によるものをいうことを前提としている。

(注2) 期日における審問については、①の規律が適用され、②の規律は適用されないことを前提としている。

(3) 記録の閲覧等（新設）

ア 記録の閲覧等の要件等

① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、

裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付（以下「記録の閲覧等」という。）を請求することができるものとする。

- ② ①は、非訟事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しないものとする。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物について複製することを請求することができるものとする。
- ③ 裁判所は、当事者から①又は②の許可の申立てがあったときは、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認める場合を除き、記録の閲覧等又は複製を許可しなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から①又は②の許可の申立てがあった場合においては、相当と認めるときは、記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。
- ⑤ 当事者が裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は非訟事件に関する事項の証明書の交付を請求したときは、①にかかわらず、裁判所書記官が、これを交付することができるものとする。終局裁判があった後に当該裁判を受けた者がその交付を請求したときも、同様とするものとする。
- ⑥ 非訟事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非訟事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。

（注）(3)における当事者としてすることができる記録の閲覧等は、利害関係参加人もすることができることを前提としている（第1の6(2)イ参照）。

イ 即時抗告

【甲案】

- ① ア③の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ② ①による即時抗告が非訟事件の手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。
- ③ ②による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

る。

【乙案】

①，②は，甲案と同じ。

【丙案】

即時抗告については，特段の規律を置かず，これを認めないものとする。

(4) 期日及び期間（非訟事件手続法第10条関係）

ア 期日の指定（民事訴訟法第93条参照）

- ① 期日は，職権で，裁判長が指定するものとする。
- ② 期日は，やむを得ない場合に限り，日曜日その他の一般の休日に指定することができるものとする。
- ③ 審問及び証拠調べの期日の変更は，顕著な事由がある場合に限りできるものとする。

イ 期日の呼出し（民事訴訟法第94条参照）

- ① 期日の呼出しは，呼出状の送達，当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってするものとする。
- ② 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは，期日に出頭しない当事者，証人又は鑑定人に対し，法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができないものとする。ただし，これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは，この限りでないものとする。

ウ 期間の計算（民事訴訟法第95条参照）

- ① 期間の計算については，民法の期間に関する規定に従うものとする。
- ② 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは，期間は，その裁判が効力を生じた時から進行を始めるものとする。
- ③ 期間の末日が日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日，一月二日，一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは，期間は，その翌日に満了するものとする。

エ 期間の伸縮及び付加期間（民事訴訟法第96条参照）

- ① 裁判所は，法定の期間又はその定めた期間を伸長し，又は短縮することができるものとする。ただし，不変期間については，この限

りでないものとする。

- ② 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができるものとする。

オ 手続行為の追完（民事訴訟法第97条参照）

- ① 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内にすべき手続行為の追完をすることができるものとする。ただし、外国にある当事者については、この期間は、二月とするものとする。

- ② ①の期間については、エ①本文の規律は、適用しないものとする。

(5) 送達（新設，民事訴訟法第98条から第113条まで参照）

送達については、民事訴訟法第98条から第113条までと同様の規律を置くものとする。

(6) 手続の分離・併合（新設，民事訴訟法第152条参照）

- ① 裁判所は、非訟事件が数個同時に係属するときは、その手続の併合を命ずることができるものとする。

- ② 裁判所は、手続の分離を命ずることができるものとする。

- ③ 裁判所は、①及び②の裁判を取り消すことができるものとする。

- ④ 裁判所は、当事者を異にする事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかつた当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならないものとする。

(7) 手続の〔受継〕（新設，家事審判規則第15条参照）

（前注）〔受継〕とは、法令により手続を続行する資格のある者等が手続を引き継ぐことであるが、これを「受継」と呼称するものとすることについては、なお検討するものとする。

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

（注）当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において法令により手続を続行する資格のある者がいるときでも手続は中断しないことを前提としている。もっとも、当事者が関与しなければできない手続については、法令により手続を続行する資格のある者が〔受継〕するまで、事実上することができない（ただし、法令により手続を続行する資格のある者のために任意代理人がある場合（8(6)参照）は除く。）。

- ① 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者

は、その手続を〔受継〕することができるものとする。

- ② 裁判所は、当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に、その手続を〔受継〕させることができるものとする。
- ③ 裁判所は、①による〔受継〕の申出に理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。この裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 法令により手続を続行する資格のある者はいないが、別に申立権者がある場合

(注) 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において法令により手続を続行する資格のある者がいないときには、別の申立権者が〔受継〕した場合を除き、当該事件は終了することを前提としている。

非訟事件の申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、法令の規定によりその事件について申立てをする資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。この場合においては、申立人が手続を続行することができなくなった日から一月以内にその申出をしなければならないものとする。

(8) 手続の中止（新設、民事訴訟法第130条から第132条まで参照）

- ① 天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは、非訟事件の手続は、その事由が消滅するまで中止するものとする。
- ② 当事者が不定期間の故障により非訟事件の手続を続行することができないときは、裁判所は、その中止を命ずることができるものとする。
- ③ 裁判所は、②の裁判を取り消すことができるものとする。
- ④ 非訟事件の手続の中止があったときは、期間は、進行を停止するものとする。この場合においては、非訟事件の手続の続行の時から、新たに全期間の進行を始めるものとする。

(9) 検察官の関与（非訟事件手続法第15条関係）

- ① 検察官は、非訟事件について意見を述べ、また、期日に立ち会うことができるものとする。
- ② 裁判所は、検察官に対し、非訟事件に係属したこと及び当該事件の期日を通知するものとするものとする。

(10) その他

(注) 通訳人の立会い等については、民事訴訟法第154条及び第155条に相当する規律を置くものとする。

11 検察官に対する通知（非訟事件手続法第16条関係）

裁判所その他の官庁，検察官及び吏員は，その職務上検察官の申立てによって裁判をすべき場合が生じたことを知ったときは，管轄裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならないものとする。

12 電子処理組織による申立て等（非訟事件手続法第33条ノ2関係）

- ① 非訟事件の手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち，当該申立て等に関する規定により書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもってするものとされているものであって，最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長，受命裁判官，受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については，当該規定にかかわらず，最高裁判所規則で定めるところにより，電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができるものとする。
- ② ①によりされた申立て等については，当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして，当該申立て等に関する規定を適用するものとする。
- ③ ①によりされた申立て等は，①の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に，当該裁判所に到達したものとみなすものとする。
- ④ ①の場合において，当該申立て等に関する規定により署名等（署名，記名，押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては，当該申立て等をする者は，当該法令の規定にかかわらず，当該署名等に代えて，最高裁判所規則で定めるところにより，氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならないものとする。

- ⑤ ①によりされた申立て等が③に規定するファイルに記録されたときは、①の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならないものとする。
- ⑥ ①によりされた申立て等に係る記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、⑤の書面をもってするものとするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とするものとする。

第2 第一審の手続

1 非訟事件の申立て

(1) 申立ての方式（非訟事件手続法第8条及び第9条関係）

非訟事件の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

- a 当事者及び法定代理人
- b 申立ての趣旨及び原因

(2) 併合申立て（新設、民事訴訟法第38条及び第136条参照）

【甲案】

申立人は、裁判を求める事項が数個ある場合において、同事項に係る非訟事件の手続が同種であるときは、これらを併せて申し立てることができるものとする。ただし、裁判を求める事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限るものとする。

【乙案】

併合申立てについては、これを認めないものとする。

(3) 裁判長の申立書審査権（新設、民事訴訟法第137条参照）

① (1)の書面（以下「非訟事件の申立書」という。）が(1)の規律に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。

② ①の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、非訟事件の申立書を却下しなければならないものとする。

③ ②の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(4) 申立ての変更（新設、民事訴訟法第143条参照）

① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原因を変更することができるものとする。

- ② 申立ての趣旨又は原因の変更は、期日である場合を除き、書面で行わなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更により著しく非訟事件の手続を遅延させることとなるときは、その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。

(注) 第1の5(2)において甲案③の規律を採用した場合には、選定当事者について、次のような手当てをするものとする。

- ① 第1の5(2)甲案③による申立人となるべき者の選定があった場合には、その者は、その選定者のために申立てを追加することができるものとする。
- ② 第1の5(2)甲案③による相手方となるべき者の選定があった場合には、申立人は、その選定者に係る申立てを追加することができるものとする。
- ③ 本文②から④までの規律は、上記①及び②の申立ての追加について準用するものとする。

2 裁判長の手続指揮権（新設、民事訴訟法第148条及び第150条参照）

- ① 期日における手続は、裁判長が指揮するものとする。
- ② 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。
- ③ 当事者が、期日の指揮に関する裁判長の命令に対し、異議を述べたときは、裁判所は、その異議について裁判をするものとする。

(注) 裁判長が当事者等に対して釈明を求めることができる旨の規定を設けることについては、なお検討するものとする。

3 受命裁判官（新設）

裁判所は、受命裁判官に期日における手続を行わせることができるものとする。

4 電話会議システム等（新設）

- ① 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、期日における手続を行うことができるものとする。

- ② 期日に出頭しないで①の手續に關与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) 証人尋問、当事者尋問及び鑑定人質問については、特則（5(3)による民事訴訟法第204条、第210条及び第215条の3の準用）によることとし、この場合に電話会議システム等を利用することはできないことを前提としている。

5 裁判資料

(1) 総則

ア 職権探知主義（非訟事件手続法第11条関係）

裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、職権で又は申出により、必要があると認める証拠調べをしなければならないものとする。

イ 当事者の役割（新設）

当事者は、事案の実情に即した審理判断を実現するため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。この旨の規定を置く方向で、なお検討するものとする。

ウ 疎明（非訟事件手続法第10条関係）

疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならないものとする。

(2) 事実の調査（非訟事件手続法第12条関係）

- ① 裁判所は、他の地方裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を囑託することができるものとする。
- ② ①により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査を囑託することができるものとする。
- ③ 裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ④ ③により受命裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。

(注) 裁判所は、事実の調査の結果、裁判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、事実の調査をした旨を当事者に告げるものとする趣旨の規律を置くことについては、なお検討するものとする。

(3) 専門的な知見を要する事件における審理の充実・迅速化（新設）

専門的な知見を要する事件の審理を充実・迅速化するために、例えば、裁判所は、必要があると認めるときは、事件ごとに裁判所が指定した専門的な知見を有する者から意見を聴くことができるものとする。ことにつ

いては、なお検討するものとする。

(4) 証拠調べ（非訟事件手続法第10条関係）

ア 民事訴訟法の準用

証拠調べについては、民事訴訟法第180条、第181条及び第183条から第186条まで並びに第二編第四章第二節から第六節まで（ただし、次の a, b に掲げる規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

a 第207条第2項

b 第208条、第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項

（注）民事訴訟法第202条（第210条において準用する場合を含む。）、第206条ただし書、第215条の2第2項から第4項まで及び第215条の4ただし書を除外するかどうかについては、なお検討するものとする。

イ 当事者本人の出頭命令等

- ① 裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命ずることができるものとする。
- ② ①により出頭を命じられた当事者が正当な理由なくして出頭しない場合について、民事訴訟法第192条から第194条までと同様の規律を置くものとする。
- ③ 当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだときは、真実擬制（民事訴訟法第208条参照）を行うことに代えて、過料に処するものとし、所要の手当てをするものとする。

ウ 文書提出命令等に従わない場合

文書提出命令等に従わない場合については、真実擬制（民事訴訟法第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項参照）を行うことに代えて、過料に処するものとし、所要の手当てをするものとする。

エ 即時抗告の執行停止効

証拠調べにおける即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

6 裁判

（前注1）本資料において、「本案裁判」は、非訟事件についての裁判（移送に関する裁判、手続の指揮に関する裁判その他の付随的な裁判を除く。）を指すものとして使用しており、申立ての却下決定もこれに含まれる。

（前注2）裁判所が行う裁判は、決定であることを前提としている。

(1) 本案裁判

ア 終局裁判（新設，民事訴訟法第243条参照）

- ① 裁判所は，非訟事件が裁判をするのに熟したときは，終局裁判をするものとする。
- ② 裁判所は，非訟事件の一部が裁判をするのに熟したときは，その一部について終局裁判をすることができるものとする。
- ③ ②は，手続の併合を命じた数個の非訟事件中その一が裁判をするのに熟した場合について準用するものとする。

イ 中間裁判（新設，民事訴訟法第245条参照）

- ① 裁判所は，前提となる法律関係その他中間の争いについて，裁判をするのに熟したときは，中間裁判をすることができるものとする。
- ② 中間裁判は，カただし書の規律にかかわらず，裁判書を作成して行わなければならないものとする。
- ③ 中間裁判に対しては，独立して不服を申し立てることができないものとする。

ウ 自由心証主義（新設，民事訴訟法第247条参照）

裁判所は，本案裁判をするに当たり，手続の全趣旨並びに事実の調査及び証拠調べの結果をしん酌して，自由な心証により，事実を認定することができるものとする。

エ 本案裁判の告知（新設）

本案裁判は，これを受ける者，当事者及び利害関係参加人に対し，相当と認める方法で告知しなければならないものとする。

（注）当事者参加人は，当事者として本案裁判の告知を受けることを前提としている。

オ 本案裁判の効力発生時期（非訟事件手続法第18条関係）

本案裁判は，これを受ける者に告知することによって，その効力を生ずるものとする。

カ 本案裁判の方式（新設）

本案裁判は，裁判書を作成して行わなければならないものとする。ただし，即時抗告をすることができない裁判については，申立書又は調書に主文を記載し，裁判書に代えることができるものとする。

キ 本案裁判の裁判書（新設，民事訴訟法第253条）

本案裁判の裁判書には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- a 主文
- b 理由の要旨

c 当事者及び法定代理人

d 裁判所

ク 終局裁判の脱漏（新設，民事訴訟法第258条参照）

- ① 裁判所が非訟事件の一部について終局裁判を脱漏したときは，非訟事件は，その脱漏した部分については，なおその裁判所に係属するものとする。
- ② 手続費用の負担の裁判を脱漏したときは，裁判所は，〔申立てにより又は〕職権で，その手続費用の負担について，裁判をするものとする。この場合においては，第1の9(1)①及び②の規律を準用するものとする。
- ③ ②の裁判〔及び②の申立てを却下した裁判〕に対しては，即時抗告をすることができるものとする。
- ④ ②による手続費用の負担の裁判は，終局裁判に対し適法な即時抗告があったときは，その効力を失うものとする。この場合においては，抗告裁判所は，総手続費用について，その負担の裁判をするものとする。

（注）手続費用の負担の裁判の申立権（②）及びその申立てを却下した裁判に対する即時抗告（③）は，第1の9(2)において甲案を採用した場合には認めることになるが，乙案を採用した場合には，なお検討するものとする。

ケ 法令違反を理由とする変更の裁判（新設，民事訴訟法第256条参照）

裁判所は，本案裁判に法令の違反があることを発見したときは，その裁判が告知を受けるべき者に最初に告知された日から一週間以内に限り，その裁判を変更することができるものとする。ただし，本案裁判が確定したとき，又は本案裁判を変更するため事件につき更に審理をする必要があるときは，この限りでないものとする。

コ 更正裁判（新設，民事訴訟法第257条参照）

- ① 本案裁判に計算違い，誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは，裁判所は，申立てにより又は職権で，いつでも更正裁判をすることができるものとする。
- ② 更正後の裁判が原裁判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は，更正裁判に対して，即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 不適法を理由に①の申立てを却下した裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。
- ④ 原裁判に対し適法な即時抗告があったときは，②及び③の即時抗

告は、することができないものとする。

(2) 本案裁判以外の裁判（新設）

ア 本案裁判の規律の準用

本案裁判以外の裁判については、(1)の規律（イ及びカを除く。）を準用するものとする。

イ 判事補の権限（民事訴訟法第123条参照）

本案裁判以外の裁判は、判事補が単独ですることができるものとする。

7 裁判の取消し又は変更（非訟事件手続法第19条関係）

(1) 本案裁判の取消し又は変更

① 裁判所は、本案裁判をした後、その裁判を不当と認めるときは、次に掲げる裁判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができるものとする。

a 申立てによってのみ本案裁判をすべき場合において申立てを却下した裁判

b 即時抗告をすることができる裁判

② 取消し後又は変更後の裁判が原裁判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、取消し又は変更の裁判に対して、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 裁判所は、①により本案裁判を取り消し、又は変更する場合には、当事者及びその本案裁判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。については、なお検討するものとする。

(2) 本案裁判以外の裁判の取消し又は変更

ア 非訟事件の手続の指揮に関する裁判（民事訴訟法第120条参照）

非訟事件の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができるものとする。

イ 本案裁判の取消し又は変更の準用

本案裁判以外の裁判の取消し又は変更については、(1)の規律を準用するものとする。

8 裁判によらない事件の終了

(1) 非訟事件の申立ての取下げ（新設）

ア 取下げの要件

【甲案】

申立人は、終局裁判があるまで、非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

【乙案】

申立人は、終局裁判が確定するまで、非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。ただし、終局裁判があった後においては、裁判所の許可を得なければその効力を生じないものとする。

イ 取下げの方式（民事訴訟法第261条第3項参照）

非訟事件の申立ての取下げは、書面で行わなければならないものとする。ただし、非訟事件の手続の期日においては、口頭であることを妨げないものとする。

ウ 取下げの効果（民事訴訟法第262条第1項参照）

非訟事件は、その申立ての取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなすものとする。

(2) 和解・調停（新設）

- ① 協議により定めることができる事項についての非訟事件については、和解をすることができるものとし、そのための所要の手当てをするものとする。
- ② 協議により定めることができる事項についての非訟事件については、調停をすることができるものとし、裁判所は、いつでも、職権でその事件を裁判所の調停に付することができるものとするために、所要の手当てをするものとする。

第3 不服申立て等（非訟事件手続法第20条から第23条まで及び第25条関係）

1 本案裁判に対する不服申立て

(1) 不服申立ての対象

- ① 本案裁判により権利又は法律上保護される利益を害された者は、その裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立てを却下した本案裁判に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができないものとする。

(注) ②の申立人には、第1の6(1)により申立人として参加した者を含む。

(2) 抗告審の手続

ア 抗告裁判所の判断を受ける裁判（民事訴訟法第283条参照）

終局裁判前の裁判は，抗告裁判所の判断を受けるものとする。ただし，不服を申し立てることができない裁判及び即時抗告により不服を申し立てることができる裁判は，この限りでないものとする。

イ 抗告権の放棄（民事訴訟法第284条参照）

抗告をする権利は，放棄することができるものとする。

ウ 抗告提起の方式（民事訴訟法第286条参照）

① 抗告の提起は，抗告状を原裁判所に提出してしなければならないものとする。

② 抗告状には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

a 当事者及び法定代理人

b 原裁判の表示及びその裁判に対して抗告をする旨

エ 原裁判所による抗告の却下（民事訴訟法第287条参照）

① 抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは，原裁判所は，抗告を却下しなければならないものとする。

② ①の裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

オ 原裁判の執行停止（民事訴訟法第334条第2項参照）

抗告は，執行停止の効力を有しないものとする。ただし，抗告裁判所又は原裁判をした裁判所は，申立てにより，担保を立てさせて，又は立てさせないで，抗告について裁判があるまで，原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。

（注）担保の規律については，所要の手当てをするものとする。

カ 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第288条参照）

第2の1(3)の規律は，抗告状が第3の1(2)ウ②に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用するものとする。

キ 抗告があったことの通知（民事訴訟法第289条参照）

【甲案】

抗告裁判所は，原審の当事者及び利害関係参加人に対し，抗告があったことを通知しなければならないものとする。ただし，抗告を却下し，又は棄却するときは，この限りでないものとする。

【乙案】

抗告裁判所は，抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきときを除き，遅滞なく，原審の当事者及び利害関係参

加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、抗告があったことの通知の方法を、抗告状の写しの送付により行うものとする限定するか否かについては、なお検討するものとする。

ク 陳述聴取

抗告裁判所は、原審の当事者及び裁判を受ける者の陳述を聴かなければ、原審の本案裁判を取り消すことができないものとする。

(注) 利害関係参加人であって裁判を受ける者でないものに対する陳述聴取は、必要的なものでないことを前提としている。

ケ 抗告の取下げ（民事訴訟法第292条参照）

① 抗告は、抗告審の終局裁判があるまで、取り下げることができるものとする。

② 第2の8(1)イ及びウの規律は、抗告の取下げについて準用するものとする。

コ 第一審の手続の規定の準用（民事訴訟法第297条参照）

第2（第一審の手続）の規律は、特別の定めがある場合を除き、抗告審の手続について準用するものとする。

サ 原審の手続行為の効力等（民事訴訟法第298条参照）

原審においてした手続行為は、抗告審においてもその効力を有するものとする。

シ 抗告棄却（民事訴訟法第302条参照）

① 抗告裁判所は、原裁判を相当とするときは、抗告を棄却しなければならないものとする。

② 原裁判がその理由によれば不当である場合においても、他の理由により正当であるときは、抗告を棄却しなければならないものとする。

ス 抗告権の濫用に対する制裁（民事訴訟法第303条参照）

① 抗告裁判所は、シ①により抗告を棄却する場合において、抗告人が手続の完結を遅延させることのみを目的として抗告を提起したものと認めるときは、抗告人に対し、抗告の提起の手数料として納付すべき金額の十倍以下の金銭の納付を命ずることができるものとする。

② ①の裁判は、抗告に対する裁判の主文に掲げなければならないものとする。

③ ①の裁判は、本案裁判を変更する裁判の告知により、その効力を失うものとする。

④ 最高裁判所（(4)アの抗告にあつては高等裁判所）は、(4)アの抗告、(5)アの抗告又は(6)アの抗告を棄却する場合においても、(2)ス①による裁判を変更することができるものとする。

セ 原裁判が不当な場合の取消し（民事訴訟法第305条参照）

抗告裁判所は、原裁判を不当とするときは、これを取り消さなければならないものとする。

ソ 原審の裁判の手續が違法な場合の取消し（民事訴訟法第306条参照）

原審の裁判の手續が法律に違反したときは、抗告裁判所は、原裁判を取り消さなければならないものとする。

タ 事件の差戻し（民事訴訟法第307条及び第308条参照）

① 抗告裁判所は、申立てを不適法として却下した原裁判を取り消す場合には、事件を原裁判所に差し戻さなければならないものとする。ただし、事件につき更に審理をする必要がないときは、この限りでないものとする。

② ①の場合のほか、抗告裁判所が原裁判を取り消す場合において、事件につき更に審理をする必要があるときは、これを原裁判所に差し戻すことができるものとする。

③ 原裁判所における非訟事件の手續が法律に違反したことを理由として事件を差し戻したときは、その非訟事件の手續は、これによって取り消されたものとみなすものとする。

チ 原審の管轄違いを理由とする移送（民事訴訟法第309条参照）

抗告裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として原裁判を取り消すときは、事件を管轄裁判所に移送しなければならないものとする。

(3) 即時抗告

ア 即時抗告

① 本案裁判に対する即時抗告は、二週間の不変期間内にしなければならないものとする。

② 即時抗告の期間は、即時抗告をすることができる者が裁判の告知を受けるべき者である場合には裁判の告知を受けた日から、裁判の告知を受けるべき者でない場合には申立人が告知を受けた日から進行するものとする。

(注) 抗告期間経過後の抗告の追完（非訟事件手続法第22条）については、手

続行為の追完の規律（第1の10(4)オ）により対処することを前提としている。

イ 原裁判所による更正（民事訴訟法第333条参照）

原裁判をした裁判所は，抗告を理由があると認めるときは，その裁判を更正しなければならないものとする。

(4) 再抗告

ア 再抗告の対象（民事訴訟法第330条，第331条及び第312条第2項参照）

抗告裁判所の裁判に対しては，次に掲げる事由を理由とするときに限り，更に即時抗告をすることができるものとする。

- ① 裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること。
- ② 法律に従って裁判所を構成しなかったこと。
- ③ 法律により裁判に関与することができない裁判官が裁判に関与したこと。
- ④ 専属管轄に関する規定に違反したこと。
- ⑤ 法定代理権，任意代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
- ⑥ 裁判に理由の要旨を付せず，又は理由の要旨に食違ひがあること。
- ⑦ 本案裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があること。

イ 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第331条，第314条第2項及び第288条参照）

アの抗告（以下「再抗告」という。）においては，(2)カによる裁判長の職権は，原裁判所の裁判長がこれを行うものとする。

ウ 再抗告の理由の記載（民事訴訟法第331条及び第315条参照）

- ① 抗告状に再抗告の理由の記載がないときは，抗告人は，最高裁判所規則で定める期間内に，抗告理由書を原裁判所に提出しなければならないものとする。
- ② 再抗告の理由は，最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならないものとする。

エ 原裁判所による再抗告の却下（民事訴訟法第331条及び第316条参照）

- ① ウ①の規律に違反して抗告理由書を提出せず，又は再抗告の理由の記載がウ②に違反していることが明らかであるときは，原裁判所は，再抗告を却下しなければならないものとする。
- ② ①の裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

- オ 調査の範囲（民事訴訟法第331条及び第320条参照）
再抗告が係属する抗告裁判所（以下「再抗告裁判所」という。）は、
抗告状又は抗告理由書に記載の再抗告の理由についてのみ調査をす
るものとする。
- カ 原裁判の確定した事実の拘束（民事訴訟法第331条及び第321条参照）
原裁判において適法に確定した事実は、再抗告裁判所を拘束する
ものとする。
- キ 職権調査事項についての適用除外（民事訴訟法第331条及び第322条
参照）
オ及びカの規律は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用し
ないものとする。
- ク 最高裁判所への移送（民事訴訟法第331条及び第324条参照）
再抗告裁判所である高等裁判所は、最高裁判所規則で定める事由
があるときは、事件を最高裁判所に移送しなければならないものと
する。
- ケ 破棄差戻し等（民事訴訟法第331条及び第325条参照）
① アに掲げる事由があるときは、再抗告裁判所は、原裁判を破棄
し、コの場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同
等の他の裁判所に移送しなければならないものとする。
② 再抗告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は、
差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束するものとする。
③ 原裁判に関与した裁判官は、差戻し又は移送を受けた裁判所の
裁判に関与することができないものとする。
- コ 破棄自判（民事訴訟法第331条及び第326条参照）
次に掲げる場合には、再抗告裁判所は、事件について裁判をしな
なければならないものとする。
a 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを
理由として裁判を破棄する場合において、事件がその事実に基づ
き裁判をするのに熟するとき。
b 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として裁判を破棄す
るとき。
- (5) 特別抗告
ア 特別抗告の対象等（民事訴訟法第336条第1項参照）
地方裁判所及び簡易裁判所の裁判で不服を申し立てることができな
いもの並びに高等裁判所の裁判に対しては、その裁判に憲法の解釈の

誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。

イ 特別抗告期間（民事訴訟法第336条第2項参照）

アの抗告（以下「特別抗告」という。）は、裁判の告知を受けた日から五日の不変期間内にしなければならないものとする。

ウ 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第336条第3項及び第314条第2項参照）

特別抗告においては、(2)カによる裁判長の職権は、原裁判所の裁判長がこれを行うものとする。

エ 特別抗告の理由の記載（民事訴訟法第336条第3項及び第315条参照）

① 抗告状に特別抗告の理由の記載がないときは、特別抗告人は、最高裁判所規則で定める期間内に、抗告理由書を原裁判所に提出しなければならないものとする。

② 特別抗告の理由は、最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならないものとする。

オ 原裁判所による特別抗告の却下（民事訴訟法第336条第3項及び第316条参照）

エ①に違反して抗告理由書を提出せず、又は特別抗告の理由の記載がエ②に違反していることが明らかであるときは、原裁判所は、特別抗告を却下しなければならないものとする。

カ 調査の範囲（民事訴訟法第336条第3項及び第320条参照）

特別抗告が係属する抗告裁判所（以下「特別抗告裁判所」という。）は、抗告状又は抗告理由書に記載の特別抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

キ 原裁判の確定した事実の拘束（民事訴訟法第336条第3項及び第321条参照）

原裁判において適法に確定した事実は、特別抗告裁判所を拘束するものとする。

ク 職権調査事項についての適用除外（民事訴訟法第336条第3項及び第322条参照）

カ及びキの規律は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しないものとする。

ケ 破棄差し戻し等（民事訴訟法第336条第3項及び第325条参照）

① アに掲げる事由があるときは、特別抗告裁判所は、原裁判を破棄し、コの場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等

の他の裁判所に移送しなければならないものとする。

- ② 特別抗告裁判所は、憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反がない場合であっても、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原裁判を破棄し、コの場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送することができる。
- ③ 特別抗告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は、差し戻し又は移送を受けた裁判所を拘束するものとする。
- ④ 原裁判に関与した裁判官は、差し戻し又は移送を受けた裁判所の裁判に関与することができないものとする。

コ 破棄自判（民事訴訟法第336条第3項及び第326条参照）

次に掲げる場合には、特別抗告裁判所は、事件について裁判をしなければならないものとする。

- a 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として裁判を破棄する場合において、事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき。
- b 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として裁判を破棄するとき。

(6) 許可抗告

ア 許可抗告の対象等（民事訴訟法第337条参照）

- ① 高等裁判所の裁判（再抗告及び②の申立てについての裁判を除く。）に対しては、(5)アによる場合のほか、その高等裁判所が②により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。ただし、その裁判が地方裁判所の裁判であった場合に抗告をすることができるものであるときに限るものとする。
- ② ①の高等裁判所は、①の裁判について、最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならないものとする。
- ③ ②の申立てにおいては、(5)アの事由を理由とすることはできないものとする。
- ④ ②の申立てについては、(5)イからエまでの規律を準用するものとする。

イ 抗告の許可（民事訴訟法第337条第6項及び第318条第3項参照）

ア②により許可する場合において、ア①の高等裁判所は、抗告許可の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。

ウ 抗告許可があった場合の手続（民事訴訟法第337条第4項から第6項まで参照）

- ① ア②による許可があった場合には、ア①の抗告（以下「許可抗告」という。）があったものとみなすものとする。
- ② 許可抗告が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載の抗告の理由についてのみ調査をするものとする。
- ③ ②の規律の適用については、抗告許可の申立ての理由中イにより排除されたもの以外のものを許可抗告の理由とみなすものとする。
- ④ 許可があった場合の手続については、(5)キからコまでの規律を準用するものとする。

2 本案裁判以外の裁判に対する不服申立て（新設）

(1) 不服申立ての対象

ア 原則

本案裁判以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとする。

イ 裁判所書記官の処分に対する不服申立て（民事訴訟法第121条参照）

- ① 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が、裁判をするものとする。
- ② ①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 受命裁判官等の裁判に対する不服申立て（民事訴訟法第329条参照）

- ① 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、非訟事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。ただし、その裁判が非訟事件が係属している裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。
- ② 即時抗告は、①の申立てについての裁判に対してすることができるものとする。
- ③ 最高裁判所又は高等裁判所に非訟事件が係属している場合における①の規律の適用については、①のただし書中「非訟事件が係属している裁判所」とあるのは、「地方裁判所」とするものとする。

(2) 即時抗告期間（民事訴訟法第332条参照）

本案裁判以外の裁判に対する即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならないものとする。

(3) 抗告審の手續，即時抗告，再抗告，特別抗告及び許可抗告の規律の準用

本案裁判以外の裁判に対する不服申立てについては，1(2)（キ及びクを除く。），(3)イ及び(4)から(6)までの規律を準用するものとする。ただし，1(2)オに「原裁判をした裁判所」とあるのは，「原裁判をした裁判所若しくは裁判官」と読み替えるものとする。

第4 再審（新設）

1 再審の事由（民事訴訟法第338条及び第339条参照）

① 次に掲げる事由がある場合には，確定した終局裁判に対し，再審の申立てにより，不服を申し立てることができるものとする。ただし，再審の申立人が即時抗告によりその事由を主張したとき，又はこれを知りながら主張しなかったときは，この限りでないものとする。

a 法律に従って裁判所を構成しなかったこと。

b 法律により裁判に関与することができない裁判官が裁判に関与したこと。

c 法定代理権，任意代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

d 裁判に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。

e 刑事上罰すべき他人の行為により，裁判に影響を及ぼすべき裁判の資料を提出することを妨げられたこと。

f 裁判の資料となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。

g 証人，鑑定人，通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が裁判の資料となったこと。

h 裁判の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。

i 裁判に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。

j 不服の申立てに係る裁判（却下又は棄却の裁判を除く。）の結果が前に確定した裁判（却下又は棄却の裁判を除く。）の結果と抵触する

こと。

(注) 再審の対象となる「確定した終局裁判」のうち、「確定した」とは、当事者による通常の不服申立て手段が尽きたことをいい、職権による裁判の取消し・変更の余地があったとしても、確定したということに妨げないものとするを前提にしており、また、「終局裁判」には、本案裁判以外の裁判（申立書却下命令、証拠調べに関する過料の裁判等）を含むことを前提にしている。

- ② ① d から g までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の申立てをすることができるものとする。
 - ③ 抗告審において事件につき本案裁判（抗告申立てが不適法であることを理由に抗告を却下した場合を除く。）をしたときは、第一審の本案裁判に対し再審の申立てをすることができないものとする。
 - ④ 終局裁判の基本となる裁判について①に掲げる事由がある場合（① d から g までに掲げる事由がある場合にあっては、②の場合に限る。）には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても、その事由を終局裁判に対する再審の理由とすることができるものとする。
- 2 管轄裁判所（民事訴訟法第340条参照）
- ① 再審の申立ては、不服の申立てに係る終局裁判をした裁判所の管轄に属するものとする。
 - ② 審級を異にする裁判所が同一の事件についてした終局裁判に対する再審の申立ては、上級の裁判所が併せて管轄するものとする。
- 3 再審の手續（民事訴訟法第341条参照）
- 再審の手續には、その性質に反しない限り、各審級における手續に関する規律を準用するものとする。
- 4 再審期間（民事訴訟法第342条参照）
- ① 再審の申立ては、当事者が終局裁判の確定した後再審の事由を知った日から三十日の不変期間内にしなければならないものとする。
 - ② 終局裁判が確定した日（再審の事由が終局裁判の確定した後に生じた場合にあっては、その事由が発生した日）から五年を経過したときは、再審の申立てをすることができないものとする。
 - ③ ①及び②の規律は、1 ① c に掲げる事由のうち代理権を欠いたこと及び同 j に掲げる事由を理由とする再審の申立てには、適用しないものと

- する。
- 5 再審の申立書の記載事項（民事訴訟法第343条参照）
再審の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
- a 当事者及び法定代理人
 - b 不服の申立てに係る終局裁判の表示及びその終局裁判に対して再審を求める旨
 - c 不服の理由
- 6 不服の理由の変更（民事訴訟法第344条参照）
再審の申立てをした当事者は、不服の理由を変更することができるものとする。
- 7 再審の申立ての却下等（民事訴訟法第345条参照）
- ① 裁判所は、再審の申立てが不適法である場合には、これを却下しなければならないものとする。
 - ② 裁判所は、再審の事由がない場合には、再審の申立てを棄却しなければならないものとする。
 - ③ ②の裁判が確定したときは、同一の事由を不服の理由として、更に再審の申立てをすることはできないものとする。
- 8 再審開始の裁判（民事訴訟法第346条参照）
- ① 裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の裁判をしなければならないものとする。
 - ② 裁判所は、①の裁判をする場合には、終局裁判の当事者及び裁判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。
- 9 即時抗告（民事訴訟法第347条参照）
(7)①及び②並びに(8)①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- 10 審理及び裁判（民事訴訟法第348条参照）
- ① 裁判所は、再審開始の裁判が確定した場合には、終局裁判に係る事件の審理及び裁判をするものとする。
 - ② 裁判所は、①の場合において、終局裁判を正当とするときは、再審の申立てを棄却しなければならないものとする。
 - ③ 裁判所は、②の場合を除き、終局裁判を取り消した上、更に裁判をしなければならないものとする。
- 11 執行停止の裁判（民事訴訟法第403条第1項第1号及び第2項参照）
- ① 裁判所は、再審の申立てがあった場合において、不服の理由として主

張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分 of 取消しを命ずることができる。

② ①の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第5 外国人に関する非訟事件の手続（非訟事件手続法第33条ノ3関係）

非訟事件手続法第33条の3と同様の規律を置かないことについて、なお検討するものとする。

第6 相手方がある非訟事件に関する特則

1 相手方がある非訟事件に関する特則の要否

【甲案】

相手方がある非訟事件については、当事者双方に攻撃防御を尽くすことができるようにするために、特則を置くものとする。

(注) 非訟事件のうちどれが相手方がある事件であるのかについては、法令により個別的に定まるものとするを前提としている。なお、現在、法令により、手続上の相手方の存在を予定した手続を設けているものとしては、借地非訟事件（借地借家法参照。なお、同様の事件として罹災都市借地借家臨時処理法第18条並びに接収不動産に関する借地借家臨時処理法第17条及び第18条がある。）、公示催告事件（非訟事件手続法第3編参照）及び労働審判事件（労働審判法参照）がある。

【乙案】

相手方がある事件について、特段の特則を置かないものとする。

2 相手方がある非訟事件に関する特則の具体的内容

相手方がある非訟事件に関する特則として、例えば、以下のような規律を置くものとすることについては、規律の特質を踏まえて、それぞれの規律ごとになお検討するものとする。

(1) 管轄

当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができるものとする。

(注) 仮に、合意管轄を認める場合には、合意の方式（民事訴訟法第11条第2項及び第3項）、応訴管轄（同法第12条参照）、必要的移送（同法第19条）及び合意管轄

の違背に関する主張制限（同法第299条第1項ただし書の括弧書参照）についても、
所要の手当てをするものとする。

(2) 法定代理及び任意代理

法定代理権及び任意代理権の消滅は、裁判所に対する通知（第1の5
(6) 及び8(7)参照）に代えて、本人又は代理人から他方の当事者に通知
しなければ、その効力を生じないものとする。

(3) 脱退

脱退は、〔裁判所の許可（第1の7参照）に加えて、〕他方の当事者
の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

(4) 第一審の審理手続

ア 事件係属の通知

裁判所は、非訟事件の申立てが不適法であるとき又は非訟事件の申
立てに理由がないことが明らかなきを除き、相手方に対し、非訟事
件が係属したことを通知しなければならないものとする。

(注) 事件係属の通知の方法（申立書の送付に限定するか否か等）についても、
なお検討するものとする。

イ 陳述聴取

裁判所は、非訟事件の申立てが不適法であるとき又はその申立てに
理由がないことが明らかなきを除き、当事者の陳述を聴かなければ
ならないものとする。

(注) 本文により陳述を聴取する方法について審問（裁判所が口頭により当事者
その他の者の陳述を聴取すること）に限定するか否か、当事者に審問の申立
権を認めるか否か等についても、なお検討するものとする。

ウ 審問の立会権

裁判所が当事者を審問するときには、他の当事者は、その審問に立
ち会うことができるものとする。

エ 審理の終結

裁判長は、相当の猶予期間において、審理を終結する日を定めなけ
ればならないものとする。ただし、当事者が立ち会うことができる期
日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができるもの
とする。

オ 裁判日

当事者が裁判日を予測することができるようにするための規定（例
えば、①審理の終結から一定期間内（例えば、二月以内）に終局裁判
を行う旨の規律又は②審理の終結時又はその後に、裁判日又はその予

定時期を当事者に告知する旨の規律など)を置くものとする。

(5) 事実の調査

裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならないものとする。

(6) 取下げ

非訟事件の申立ての取下げは、相手方の同意を得なければその効力を生じないものとする。

(7) 抗告

ア 抗告の通知

抗告裁判所は、本案裁判に対する抗告が不適法であるとき又は本案裁判に対する抗告に理由がないことが明らかなきを除き、遅滞なく、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。

(注) 抗告に理由がない場合には、抗告があったことを通知せずに、抗告を棄却することができるものとするのかについては、なお検討するものとする。

イ 陳述聴取

抗告裁判所は、本案裁判に対する抗告が不適法であるとき又は本案裁判に対する抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審の当事者及び利害関係参加人の陳述を聴かなければならないものとする。

(注1) 抗告に理由がない場合に、当事者等の陳述を聴かずに抗告を棄却することができるものとするのかについては、なお検討するものとする。

(注2) 陳述聴取の方法(審問に限定するか否か等)についても、なお検討するものとする。

ウ 再度の考案

本案裁判について、再度の考案はすることができないものとする。

(8) 当事者照会制度

当事者は、事件の係属中、他方の当事者に対し、裁判資料の提出を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができるものとする。

(注) 民事訴訟法第163条各号に規定する事由については、照会をすることができないものとするを前提とする。

第7 民事非訟事件

1 裁判上の代位に関する事件(非訟事件手続法第72条から第79条まで関係)

① 債権者は、自己の債権の期限前に債務者の権利を行使しなければ、そ

- の債権を保全することができないとき又はその債権を保全するのに困難を生ずるおそれがあるときは、裁判上の代位を申し立てることができるものとする。
- ② 裁判上の代位に関する事件は、債務者の住所地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。
 - ③ 裁判上の代位に関する事件の申立書には、第2の1(1)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
 - a 債務者及び第三債務者の氏名又は名称及び住所
 - b 債権者の保全すべき債権及び代位に係る権利
 - ④ 裁判所は、①の申立てを理由があると認めるときは、担保を立てさせて、又は立てさせないで、これを許可することができるものとする。
 - ⑤ ①の申立てを許可した裁判は、債務者に告知しなければならないものとする。
 - ⑥ ⑤による告知を受けた債務者は、その代位に係る権利の処分を行うことができないものとする。
 - ⑦ 申立人は、①の申立てを却下する裁判に対して即時抗告をすることができるものとする。
 - ⑧ 債務者は、①の申立てを許可する裁判に対して即時抗告をすることができるものとする。この場合において、抗告の期間は、債務者が裁判の告知を受けた日から起算するものとする。
 - ⑨ 抗告審における手続費用及び抗告人が負担した原審における手続費用については、申立人及び抗告人を当事者とみなして民事訴訟法第61条の規定に従いその負担者を定めるものとする。
 - ⑩ 裁判上の代位に関する手続は公開とし、検察官は同手続に立ち会わないものとする。
- (注) ④の担保の規律については、所要の手当てをするものとする。

2 保存、供託、保管及び鑑定に関する事件（非訟事件手続法第80条から第89条まで関係）

- ① a 民法第262条第3項(後段)の証書保存者の指定に関する事件は、共有物の分割がされた地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。
- b 裁判所は、aの指定に関する裁判をするには、共有者を審尋しなければならないものとする。
- c 裁判所がaの指定をした場合には、その手続費用は、共有者の全員の負担とするものとする。

- ② a 民法第495条第2項の供託所の指定及び供託物の保管者の選任に関する事件は、債務の履行地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。
- b 裁判所は、aの指定及び選任に関する裁判をするには、債権者及び弁済者を審尋しなければならないものとする。
- c 裁判所が、aの指定及び選任をした場合には、その手続費用は、債権者の負担とするものとする。
- ③ a 裁判所は、②の保管者を改任することができるものとする。
- [b ②の保管者は、その任務を辞しようとするときは、裁判所にその旨を届け出なければならないものとする。
- c bの届出があった場合には、裁判所は、更に保管者を選任しなければならないものとする。]
- d 裁判所は、aの保管者の改任に関する裁判をするには、債権者及び弁済者を審尋しなければならないものとする。
- e ②の保管者の選任又は改任の裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- f 民法第658条第1項、第659条から第661条まで及び第664条の規定は、②の保管者について準用するものとする。ただし、同法第660条の通知は、弁済者に対して行うものとする。
- (注) b及びcの規律については、裁判所が選任した保管者が裁判所への届出により自由に辞任することができるのは相当でないとも考えられることから、これらの規律を維持するか否かについては、なお検討するものとする。
- ④ ②の規律は、民法第497条の裁判所の許可について準用するものとする。
- ⑤ a ②a及びbの規律は、民法第354条により質物をもって直ちに弁済に充てることを請求する場合について準用するものとする。
- b 裁判所がaの請求を許可した場合には、その手続費用は、債務者の負担とするものとする。
- ⑥ a 民法第582条の鑑定人の選任〔、呼出し及び尋問〕は、不動産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。
- b 裁判所がaの選任をした場合には、その手続費用は、買主の負担とするものとする。〔呼出し及び尋問の費用についても、同様とするものとする。]
- (注) ⑥a及びbの規律については、裁判所は鑑定人の選任のみに関与すべきであるとの考え方があることを踏まえ、呼出し及び尋問に関する規律を維持するか

否かについては，なお検討するものとする。

- ⑦ 検察官は，①から⑥までの手続については，立ち会わないものとする。
- ⑧ ①から⑥までにより指定若しくは選任をし，又は許可をした裁判に対しては，不服を申し立てることができないものとする。

3 外国法人及び夫婦財産契約の登記（非訟事件手続法第117条から第122条まで関係）

外国法人及び夫婦財産契約の登記についての規律（非訟事件手続法第117条から第122条まで）については，所要の手当てをするものとする。